

ビジネス渡航者の新型コロナウイルス感染症 PCR 検査

< 説明 >

- 1.PCR 検査では、新型コロナウイルスに感染しているかを調べます。
- 2.検査は、鼻咽頭ぬぐい液または唾液により採取します。検査 30 分前からの飲食はお控えください。(特にガム・のど飴・うがい液はさけて下さい)
- 3.PCR 検査は、感度(感染している人が陽性と判定される確率)や特異度(感染していない人が陰性と判定される確率)に限界のある検査です。
- 4.検査から結果報告・証明書の発行までの時間をご確認ください。
- 5.この検査で結果が陽性になった場合、感染症法により感染者として保健所の指示に従うことをご同意ください。
- 6.入国時や入国後の対応は、渡航国の方針に従うこととなります。
PCR 検査の証明書は、入国を保証するためのもので、入国後の活動制限をなくす保証があるわけではありません。

< 同意書 >

私は、海外渡航・入国を目的とした新型コロナウイルス感染症 PCR 検査について説明を受け、十分に理解しました。よって、自らの判断で本 PCR 検査を受けることを希望いたします。尚、検査の結果が陽性になった場合は、感染症法により、感染者として保健所の指示に従うことについても同意します。

年 月 日 時 分 (※ 30 分単位でご記入ください)

フリガナ
検査希望者 氏名(自署):

代諾者(保護者/親族等) 氏名(自署): 続柄:

生年月日 (歳)

住所: